

令和2年度第1回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和2年8月27日（木）

逗子市総務部情報政策課

令和2年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和2年8月27日（木）

午後2時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第10号 公金の支出に係る振込先口座等情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について【会計課】
3. 諮問第11号 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供及びオンライン結合による保有個人情報の提供について【高齢介護課・国保健康課】
4. 諮問第12号 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供及びオンライン結合による保有個人情報の提供について【学校教育課・子育て支援課】
5. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

会 計 課 長	西 平 貴 代 美
会 計 課 係 長	沼 田 千 亜 紀
経 営 企 画 部 長 担 当 部 長 (企 業 誘 致 ・ 起 業 促 進 政 策) I C T 担 当)	福 本 修 司
企 画 課 長	仁 科 英 子
福 祉 部 長	須 藤 典 久
福 祉 部 参 事 (国 保 健) 担 当)	廣 末 修
高 齢 介 護 課 長	伊 藤 英 樹
高 齢 介 護 課 幹 副 主 幹	堀 田 昌 希
学 校 教 育 課 長 担 当 課 長	内 田 源 一 郎
子 育 て 支 援 長 課	村 上 晴 美
情 報 政 策 課 長	大 木 肇

事務局等出席者

逗 子 市 長	桐 ケ 谷 覚
総 務 部 長	田 戸 秀 樹
総 務 部 次 長	三 ツ 森 篤 史
情 報 政 策 課 長 担 当 課 長	矢 島 小 百 合

情報政策課 栗原達也
副主幹
情報政策課 大槻花子
副主幹
会計年職 年度員

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 1名

配付資料

- ・ 第1回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 令和元年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 逗子市個人情報保護運営審議会委員名簿（第15期）
- ・ 【資料1】 諮問第10号 公金の支出に係る振込先口座等情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について【会計課】
- ・ 【資料2】 諮問第11号 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供及びオンライン結合による保有個人情報の提供について【高齢介護課・国保健康課】
- ・ 【資料3】 諮問第12号 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供及びオンライン結合による保有個人情報の提供について【学校教育課・子育て支援課】
- ・ 【資料4】 令和元年度 個人情報保護制度の運用状況
- ・ 【資料5】 令和2年度第1回 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料6】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午後 2時00分開会

【委嘱状の交付】

【市長挨拶】

——市長退席——

○矢島情報政策課担当課長 それでは、第15期が始まりましたので、改めて職員
の紹介をさせていただきます。

総務部部長の田戸でございます。

○田戸総務部長 部長の田戸でございます。2年間よろしく申し上げます。

○矢島情報政策課担当課長 総務部次長の三ッ森でございます。

○三ッ森総務部次長 三ッ森です。よろしくお願ひいたします。

○矢島情報政策課担当課長 情報政策課担当課長の矢島でございます。どうぞよ
ろしくお願ひいたします。

情報公関係の担当職員を紹介させていただきます。

情報政策課副主幹の栗原です。

○栗原情報政策課副主幹 栗原です。よろしくお願ひいたします。

○矢島情報政策課担当課長 申し訳ございません。部長、次長は所用がございま
すので、これにて退席させていただきます。

—総務部長、総務部次長 退室—

○矢島情報政策課担当課長 職員もう1名おりまして、今日庶務を担当します会
計年度任用職員の大槻と申します。

○大槻情報政策課会計年度任用職員 よろしくお願ひいたします。

○矢島情報政策課担当課長 じゃ、座って始めさせていただきます。

それでは、改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の半数以上のご出席がありますので、第1回個人情報保護運営審議会を
開催させていただきます。

会長が決定するまで、私、担当課長が進行させていただきます。

今回事前に配付させていただき、ご持参をお願いしていますが、再度配付資料を確認させていただきます。

(配付資料の確認)

○矢島情報政策課担当課長 それでは、本日は任期終了後初めての会議ですが、全員再任ですので自己紹介等は省略させていただき、会長、副会長の互選を議題とさせていただきます。

個人情報保護運営審議会規則第2条第1項の規定により、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることになっています。

こちらにつきましては、先にメールにてご連絡させていただきましたが、委員の皆様から事務局に調整をお任せいただいたところです。前期同様、安達委員に会長、森田委員に副会長でご提案させていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○矢島情報政策課担当課長 それでは、安達委員が会長に、森田委員が副会長に選任されましたので、一言ずつご挨拶をお願いできればと思います。

会長、よろしくお願いたします。

○安達会長 この審議会の会長というのは、ただいまの市長さんのお話にありますように、IT化の進展が非常に激しい中で非常に責任の重い職でございますが、引き続き会長職を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これはひとえに委員の皆様と事務局の皆様のご協力にかかっていますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

○矢島情報政策課担当課長 副会長からもご挨拶をよろしくお願いたします。

○森田副会長 森田です。引き続き副会長ということで、会長を補佐して円滑な進行にご協力したいと思います。これからもよろしくお願い致します。

○矢島情報政策課担当課長 どうぞよろしくお願いいたします。

会長が決まりましたので、今後の議事運営につきましては、会長にお願いいたします。

会長、席の移動をお願いできればと思います。

—会長、会長席に移動—

○安達会長 それでは、ここから先は私のほうで議事進行をさせていただきます。
議題に入ります前に事務局から傍聴の件でご連絡があるそうです。よろしく
お願いします。

○矢島情報政策課担当課長 本日の審議会開催に当たりまして、事前に傍聴希望
のご連絡をいただいています。議題3、4について傍聴希望ということで、ま
だいらしていないので、後ほど途中入室となる可能性があります。そちらの
ほうはよろしいでしょうか。

○安達会長 当審議会は原則公開でございまして、本日審議する案件については
特に非公開とすべき内容が含まれていないようですので、途中の傍聴者の入室
を許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、承認とさせていただきます。

資料の配付に関しては傍聴者にも。

○矢島情報政策課担当課長 お配りして。

○安達会長 資料配付するんですね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○安達会長 特にそれも支障ないですね。では、そのようにお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 よろしく願いいたします。

○安達会長 それでは、議題の1に入らせていただきます。

議題1は逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてでございます。

事務局からお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 校正後の令和元年度第6回議事録について、事前に
郵送させていただき、修正内容等をご確認いただいております。ご承認の確認
をお願いできればと思います。

○安達会長 すみません。手元がないんですけれども。

○矢島情報政策課担当課長 すみません。配付します。すみません、申し訳あり
ませんでした。

(議事録の配付・確認)

○安達会長 既に皆様、校正の際にご覧になられていると思いますが、今日の議
事録案についていかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 安達会長 それでは、ご異議ないようですので、この議事録については確定とさせていただきます。
- 矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。
- 安達会長 では、議題の（２）諮問第10号、公金の支出に係る振込先口座等情報のオンライン結合による保有個人情報の提供についてを扱います。
- 矢島情報政策課担当課長 会計課職員を入室させますので、よろしくお願ひします。

—会計課 入室—

- 安達会長 どうぞ、お座りください。
着席のままで結構ですので、まず自己紹介をお願いします。
- 西平会計課長 会計課長を務めます、西平と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。
- 沼田会計課係長 会計係長の沼田と申します。よろしくお願ひいたします。
- 安達会長 それでは、諮問事項の説明をお願いします。
- 西平会計課長 それでは、諮問第10号 公金の支出に係る振込先口座等情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について諮問させていただきます。
諮問書の別添に沿って説明をさせていただきます。
対象の事務は公金の支払いに係る口座振込の業務で、対象となる個人は公金の振込に係る債権者ということになります。提供する個人情報ですが、債権者から指定された振込先口座情報の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人、それと振込金額でございます。
年間の振込件数ですが、約8万件ございます。情報の提供先ですが、本市の指定金融機関である株式会社横浜銀行のコンピュータサービスへの提供ということになります。
続きまして、オンライン結合の内容ですが、もしよろしければ、お手元の資料の6ページをご覧ください。6ページの絵がございしますが、上の段ですが、こちらが現行の振込方式で、下の段がオンライン結合後の振込方式ということになります。
まず、上の段をご覧ください。

現在は主に電子媒体、具体的にはフロッピーディスクを利用しております。財務会計システムから振込口座等のデータをフロッピーディスクに一度吐き出しまして、吐き出すデータは既に全国銀行協会の定めたレコードフォーマットに準拠した形態となっておりますが、そのデータをフロッピーディスクに吐き出し、そのフロッピーディスクを指定金融機関である横浜銀行の逗子支店に手渡しをして振込を依頼しております。横浜銀行では事務センターで各金融機関への振込の処理を行っております。一部の支払いにつきましてはフロッピーディスクでなく、帳票等の紙媒体により処理を行っております。

続きまして、下の段をご覧ください。

オンラインになりますと、NTTデータのAnswerDATAPORT方式という伝送システムを利用することになります。この方式では、LGWANという行政専用の閉域のネットワーク環境の中でデータの送受信が行われますので、セキュリティー面では一般のネットワークより安心して利用できるものとなっております。

まず、口座振込等のデータをpufureという、これもNTTデータの伝送ソフトでございますが、こちらにつくります。このpufureというソフトは先ほど申し上げました行政専用のネットワーク、LGWANへの接続の入り口となるソフトでございます。ここでデータをまとめてファイルのアップロード、ダウンロード、それから認証行為等を行いまして送受信する。そういう機能をこのpufureは持っております。このpufureからLGWAN AnswerDATAPORTセンターを經由して振込先の各金融機関のほうにデータが転送される仕組みとなっております。

現在使用しているフロッピーディスクでございますが、これらの電子媒体については、フロッピーディスクですね、現状では既にメーカーの生産が終了しております。またフロッピーディスクの読み取り機器につきましても保守が終了している状況でございます。そういう状況から横浜銀行のほうからは2022年の3月末をもちまして電子媒体の取扱いを廃止するという、そういう通告が既にごさいました。また、一部の支払いに利用している帳票等の紙媒体につきましても、紙資源削減などの理由から、2021年3月末をもって取扱いを廃止するとの通知をいただいております。このような背景がございますので、オンラ

インによる情報の提供に切替えをさせていただきたく、今回諮問をさせていただきました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○安達会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の方からご質問がありましたら、お願いします。
どうぞ。

○海原委員 すみません。現状と今回の改正とあまり関係ない質問かもしれませんが、各所管が会計課へデータをお送りするために、紙か電子媒体が分かりませんが、データをつくります。何らかの加工をします。その年次ごとの管理の仕方がちょっと1点、どういうふうに行っているのか。

それからもう一つは、その所管の方がそのデータにアクセスをする権限、それから会計課の方がそれを承認する権限、そのアクセス権限規定というのを決めてなっていますでしょうか。

○西平会計課長 まず1点目でございますが、現在本市では支払いに関しまして財務会計システムというNECのシステムを使っております。関係する所管ではそちらでデータを作成しまして、その振込先等のデータは一括して会計課がフロッピーディスクのほうに落とし込んでおります。ですので、横浜銀行のほうに手渡しをしているフロッピーディスクの吐き出しは全て一括で会計課が行っております。

それから、恐らく承認に関しましては、オンラインの承認を導入した場合ということでよろしいでしょうか。

○海原委員 もう一つ前なんですけれども、各所管、各部署が何らかの紙データ、電子媒体で会計課にデータを送るわけですね。そのときにはそのもののデータ処理の管理はどうされているのかというのは分かりますか。

○西平会計課長 データの管理ですか。

○海原委員 要するに、会計課に送るためには、何らかのデータをギャザリングして行って送るわけですね。

○西平会計課長 現行でよろしいでしょうか。

○海原委員 現行と今回の諮問と、ちょっとずれてしまうんですけれども、それで現行、大変申し訳ないんですけれども、それと、それから各処理部署でのそ

れができるアクセス権限を持っている人と持っていない人の識別をつけてちゃんと検印してあるかどうか。それから会計課の中にもそれを承認できる、そういうアクセス権限。

○西平会計課長 財務会計システムへのアクセスに関しましては、各課ごと、IDとパスワードが付与されていますので、他課の職員はのぞけないようにはなっております。

○海原委員 するとその課内は誰でものぞけるということ。

○西平会計課長 システム自体はそういうふうになってございます。

それから、一度一つ一つの伝票を紙でプリントアウトしまして、紙ベースで各所管の決裁を行っております。金額等によりまして決裁の権限は課長であったり、部長であったり、次長であったり、そういう形に財務規則のほうで決まっております。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

○島田委員 今度の新しい方式ではこの図によりまして、L G W A N 接続端末となっています。これは従来からこの端末は市役所には設置されているんじゃないですか。そうではないんですか。

○西平会計課長 職員全てが行政専用のL G W A N とつながるパソコンを1人1台既に使用しております。ただ、今回p u f u r e というこの口座情報を伝送するための伝送ソフトを新たに配置することになります。それで、このp u f u r e というものはL G W A N に接続が可能なパソコンであれば、どのパソコンからでも設定できるんですが、今回のオンラインに関しまして情報政策課というこの情報処理の所管をしているところと協議をした結果、安全性をより高めるために各自職員が使用しているL G W A N に接続可能なパソコン以外に、この口座情報を伝送するためのパソコンを庁内に2台用意しまして、1台は会計課、もう1台は情報処理の担当課のほうに置きまして、その2台のパソコンのみp u f u r e という伝送ソフトを挿入しまして、その2台からでないと口座情報等が送信できないような形で行う予定をしております。

○島田委員 このp u f u r e というのはこの英語で書いてある。

○西平会計課長 そうです。

○島田委員 これが伝送ソフトの意味だということですね。

それで、これを使えるのは会計課と I S 課とこの L G W A N の接続端末が、会計課と I S 課の方も使えるということですか。この端末、p u f u r e が装備された L G W A N 接続端末というのは何台設置されますか。

○西平会計課長 庁内に 2 台設置をして必要な所管がその p u f u r e にアクセスするような形で行いますが、実際にはほとんどの支払いに関しましては、会計課が今データをまとめておりますので、ほとんどの使用は会計課の職員になるかと思います。

ただ、一部の支払い事務に関しましては、ほかの所管も p u f u r e を使用する必要が生じてまいりますので、必要な所管を限定いたしまして、それぞれの所管の担当者に I D とパスワード、認証のシステムを利用して、ほかの職員ができないような形で行うこともできる。この p u f u r e の中で承認システムという、操作した担当者がそのまま担当者の段階で送信できないように、必ず所管の長なり、決められた承認者が承認をした上でないとデータを送信できないような、そういう仕組みがこの p u f u r e の中に整っておりますので、今回ご承認いただきましたら、そのあたりの承認行為をどの人間がどの段階までするか、その辺は各所管と協議をして検討を進めたいと思います。

○島田委員 確認ですけれども、2 台設置されて、それは場所は会計課の場所と情報システム担当課の場所、そういうことでいいですね。

○西平会計課長 はい。

○島田委員 それで、それを使用する人は市として認証された人ということで、市として会計課ないし情報システム課の人、それは特定された人になるんですか。それとも不特定、そこの課の人でしたらどこからでも使える、そういう構造ですか。

○西平会計課長 p u f u r e を操作できる職員は会計課のほかに納税課、高齢介護課、国保健康課、あと子育て支援課、以上になります。

○島田委員 分かりました。

あともう一つ、この別添の用紙に書かれている担当課はとあります。担当課は庁内に設置する、接続がありますね。この担当課というのはちょっとあまりにも漠然と広過ぎるんじゃないかと思うんです。実際は全部の課ではなくて、特定の課ですから、それを特定できるような名前をここに付けられますか。

○西平会計課長 申し訳ございません。

今、申しあげました5つの課の名前を本来書くべきでした。申し訳ございません。

○島田委員 以上です。

○安達会長 よろしいですか。

○島田委員 はい。

○安達会長 ちょっと確認ですが、今のお話ですと、資料の6ページの下の方にある流れ図とちょっと違うかなという気がするんですけども、6ページの下の方のAnswerDATAPORT方式、これですと、①、②のところはこれは担当課のほうで行う作業でしょうか。③のところデータ送信したのが棒が引いてあって直接横浜銀行のシステムに入るようになっているんですけども、④のところ会計課等の集中部門でデータ承認というのが別な流れになっています。そうすると、会計課等で取りまとめをして承認した上で送信されるというのではない流れになっていますね。

○西平会計課長 今現在、会計課のほうで取りまとめている支払いの業務と、それから先ほど申しあげました納税課、高齢介護課、国保健康課、子育て支援課で最終的に取りまとめをする業務等がございます。ちょっと資料の中で、9ページをご覧くださいませでしょうか。

このp u f u r eという伝送ソフトにデータを取り込むのは、どうしてもそれは関係する5つの課、それぞれで取り込むことにはなりますが、最終的に最終段階の承認を行うのは、どのような形でも我々のほうで協議をして、今後承認の仕組みはちょっと変動していくものになってくるかと思えます。ですので、最終的に例の1と例の2に関しましては、会計課が最終承認をする。例の3に関しましては、会計課が最終承認ではなく、担当課のほうです。そういうようなやり方が事情に応じて選べるというふうに、そういうようなシステムであるというふうに説明を受けております。

今後ですけれども、支払いに関しましては、今のところですが、最終的には会計課が承認をする形を取りたいと思っておりますが、今現在フロッピーディスクに落としている情報に関しましては、会計課で中身について承認をしておらず、所管のほうでつくったフロッピーディスクを横浜銀行に預けていますの

で、最終承認を会計課がする必要があるかどうか、今後検討していきたいと考えております。

○**安達会長** そうしますと、この6ページのほうの上が現状と伺ったんですが、必ずしも現状でも会計課で取りまとめているわけではないということでしょうか。

○**西平会計課長** 今現在の状況ですと、財務会計システムからほとんどの業務の支払いに関しましては、財務会計システムから一括して会計課がフロッピーディスクにデータを落として、それで毎日、横浜銀行のほうに手渡しをしております。ただ、児童手当であるとか、高齢介護課のサービス費であるとか、それから国保料とか税とかの還付金でありますとか、そういうような業務に関しましては所管がフロッピーディスクを作成しております。財務会計システムからフロッピーディスクにデータを落とし込むのは所管のほうで行っております。会計課ではそのフロッピーディスクをお預かりし、まとめて横浜銀行のほうにお渡しをしているという作業になっております。ですので、今後オンラインになり、p u f u r eのほうにデータを取り込むのは今までどおり担当課が行うことになると思います。

○**安達会長** 現状でも、会計課は形式的にフロッピーディスクを集めるけれども、中身は見えていないということですか。

○**西平会計課長** そういう支払いも一部ございます。ほかの課がやっている、先ほど言いました4課が行っている内容については、会計課のほうでフロッピーディスクの中身のチェックはしておりません。

○**安達会長** その現状をそのまま移行させるという方向で検討されているということですか。

○**西平会計課長** フロッピーディスクの中身は確認しておりませんが、財務会計システムから吐き出される紙の支払伝票の中で、会計課は紙ベースで審査を別途しておりますので。

○**安達会長** そうしますと、6ページの下の方のほうで、④の会計課等の集中部門でデータ承認というこの流れはどう理解したらいいのでしょうか。

○**西平会計課長** この赤枠の中は、データを送信するに当たって、会計課が最終的に、集中的にデータを承認するパターンもつくれるというようなことでの絵

に表した仕組みだと聞いておりますが。担当課から p u f u r e に落とし込んだデータを直接送信することもできますし、最終的に会計課で取りまとめて最終承認を行うこともできると。それはちょっと今後検討してみたい。

○安達会長 システム上は両方できるけれども、どちらにするかはまだ決定されていないということですか。これから検討されるということですか。

○西平会計課長 はい。

○安達会長 という説明でした。

○島田委員 それから、会長か、事務局にお尋ねしたほうがいいのかもしれませんが、オンライン結合の内容等の記載なんですけれども、これは手続が記載されているんですが、実際問題としてはオンライン結合によって、セキュリティーが、個人情報漏えいが、セキュリティーが確保されるという手だて、それが何か、どういうことが例えば庁内で、あるいは庁外に対してそれが守られることができるのか、これをやることで守られるのかという、その辺もいかがですか。

○安達会長 確かにおっしゃるとおり、ご指摘のとおりです。先ほど口頭で言われたアクセス権限の限定とか、そういうことを書いていただく必要があるんじゃないかと思えますけれども。

○西平会計課長 はい。

○島田委員 L G W A N も実際は専用線に近いわけです。だからそれも安全確保とかセキュリティーの、伝送としてはこれは一つのいい手段だと思います。先ほどの認証とか、それから関連する取扱い担当者のこととか、そういうところがどうやって安心できるのか、セキュリティーが守られてということ。

それから、対横浜銀行ですけれども、横浜銀行については外部でこちらはコントロールできないですけれども、委託の内容に確保の、外部漏えい防止のためのそういう手だてが講じられていると思うんですけれども、その辺のところは委託者側としては言うておく必要があると思います。その辺のところのポイントがこの内容にはあったほうが安心できるわけなんですけど、こういう手続だけだとちょっと一方的かなと思います。

○安達会長 横浜銀行との契約は、まだ締結していないんですか。

○西平会計課長 本市の支払い業務に関しましては、自治法等で定められている

指定金融機関としまして横浜銀行にお願いをしております。ですので、現状もフロッピーディスクという媒体を通じてデータをお渡ししております。それは市と横浜銀行の間で契約行為の中でもやっておりますので。

○安達会長 現状の方式でも個人情報保護条項というのは契約内容に入っているんじゃないでしょうか。

○西平会計課長 はい。

○安達会長 そこは確認していただくとして、今後契約内容を変更するわけですね。

○西平会計課長 いえ、変更は、今現在フロッピーディスクでお渡ししているものをオンラインに乗せるという部分に関して変更はございますが、支払い業務に関しましては地方自治法であるとか、本市の財務規則等で明確に指定金融機関を横浜銀行にお願いする旨でやってございますので、契約の変更まで至るのかどうか、改めて確認をさせていただきます。

○安達会長 現状の契約のままですらできる変更内容の可能性もあるわけですか。

○西平会計課長 はい。

○安達会長 かなり大幅にデータの受渡しが変わるわけですね。そうするとそれなりの契約の変更が必要なのかなと思ったんですが、そうでもないんですか。

○島田委員 例えば対横浜銀行への委託は、逗子市のみならず、横浜銀行と取引する自治体全部が一斉にやるんですか。それとも個別に逗子市がやるんですか。

○西平会計課長 指定金融機関を横浜銀行に定めている市町村はほかにもあるかと思えます。逗子市は横浜銀行を指定しておりますので、本市の支払いに関しましては契約の相手先は横浜銀行だけになりますので。

○島田委員 窓口は？横浜銀行。

○西平会計課長 はい、そうです。

○海原委員 この中でも例えば横浜銀行と地方自治法とか、財務規則で決められたと思うんですけれども、契約内容にはもう一回確認しておいていただきたいと思う。委員もおっしゃられたように、セキュリティー条項がどういうふうに記載されているか。例えば横浜銀行なんかでも反社会勢力がこうだというのは把握していると思うんですけれども、それが入ってきたらまず指示緊急度が変わるとか、その辺のこともある程度はその決めとかなないと困るような気がする

んですが。

○西平会計課長 はい、改めて内容を確認したいと思います。

○安達会長 ほかにご質問はございますか。

いかがでしょうか。

別添の資料、諮問書のほうのオンライン結合の内容等については、もう少しセキュリティ対策をどうするかということについて書き加えていただきたいです。口頭で今説明していただいたような内容について、それをこの文書に盛り込んでいただくということになりますけれども、その点はよろしいですか。大丈夫ですか。

○西平会計課長 はい。

○安達会長 例えばその端末は2台で、どこに置いてアクセス権者はこういうふうに限定しますとか。

○西平会計課長 それは見直しをいたします。

○安達会長 その他何か、委員の皆様の方からご意見、ご質問等ございますか。

よろしいですか。特になければ今のことを条件にして諮問事項については承認とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、この別添の修正という形で、後日各委員のほうにメールでお送りして確認していただくということにして、諮問については。

○矢島情報政策課担当課長 差替えというか、詳しい内容をメールで、お送りして、それを見ていただいてから答申案を送付するという事です。

○安達会長 そういうことでご意見ないでしょうか。

それでは、この諮問については承認とさせていただきます。

では、答申書は後日事務局を通して所管課へお渡しするので、それまでお待ちください。

では、本件については以上とさせていただきます。

では、ご退席いただいて結構です。

○西平会計課長 どうもありがとうございました。

【事務局付記】

会議終了後に会計課長より会計課以外の担当課の説明において、職員課及び

社会福祉課が抜けてしまっていた旨の報告があった。

—会計課 退室—

—経営企画部企画課、福祉部高齢介護課、国保健康課、
教育部学校教育課、子育て支援課 入室—

○安達会長 では、議題を先に進めさせていただきます。

次は、議題の（３）と（４）ですが、ほぼ同じような内容ですので、この議題（３）と（４）についてはまとめて一括審議をさせていただきたいと思えます。

諮問の第11号は医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供及びオンライン結合による保有個人情報の提供について、これは高齢介護課と国保健康課からの諮問です。第4については、同じ内容で、学校教育課と子育て支援課からの諮問となっております。併せて審議させていただきます。

では、着席のままで結構ですので、出席している担当課の職員の方、自己紹介をお願いします。最初は高齢介護課から順次お願いします。

○伊藤高齢介護課長 高齢介護課の課長をしております伊藤と申します。よろしくをお願いします。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 国保健康課の廣末です。よろしくをお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 今日、企画課の職員が出席しておりますので、企画課の職員からもお願いします。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） 福本と申します。経営企画部で担当部長をしております。よろしくをお願いします。

○仁科企画課長 企画課の課長で仁科と申します。よろしくお願いたします。

○内田学校教育課担当課長 学校教育課で担当課長をしております内田です。よろしくをお願いします。

○村上子育て支援課長 子育て支援課長の村上です。よろしくお願いたします。

○安達会長 よろしくお願いたします。

○堀田高齢介護課副主幹 高齢介護課の堀田と申します。よろしくをお願いします。

- 安達会長 それでは、どなたから説明していただけますか。
- 矢島情報政策課担当課長 もう一人います。
- 大木情報政策課長 情報政策課の大木です。
- 安達会長 説明していただくのはどなた、代表で説明をお願いします。
- 仁科企画課長 それでは、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供及びオンライン結合による保有個人情報の提供につきまして、このたび市長部局と教育委員会からの諮問ということで、まとめて企画課のほうから概要につきましてご説明をさせていただきます。

本市におきましては、次世代医療基盤法に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者への医療情報の提供を考えており、次世代医療基盤法に基づく保有個人情報の提供及びオンライン結合による保有個人情報の提供について、個人情報保護条例第10条第1項第4号及び第11条第2項の規定に基づいて、個人情報保護運営審議会にお諮りするものです。

次世代医療基盤法の目的は「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規則等を定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。」とされています。

本市としましても法の目的を踏まえ、医療情報を提供することを検討しています。認定匿名加工医療情報作成事業者、以下認定事業者と申し上げますが、提供された医療情報を匿名加工し、医療分野の研究開発の用に供することにより、健康・医療・介護の質向上等を目指すことは、公益上の必要性が認められるものと考えます。

本市においては、法令に基づく保有個人情報の提供についても慎重な対応が求められており、次世代医療基盤法に基づく提供については任意であるため、対象情報の目的外提供及びオンライン結合による保有個人情報の提供について、本日審議会にお諮りするものです。

本市では高齢化率が31%を超え、県内でも高齢化が進んでおり、保健・医療に係る市の負担が増大している中、「健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢

者をめざす取り組み」を実施しており、認定事業者へ医療情報を提供し、分析・利活用を通じて、介護予防及び市民の健康増進を推進する取組が充実していくことを期待しています。

加えて、本市としては現在多様な民間事業者等が参画し、意見交換やネットワークの構築ができる官民連携の場である platform ZUSHI BIZにおいて、医療情報等のビッグデータの活用についても検討しているところで、これまで内閣官房の担当者や民間事業者との意見交換、情報収集などを行ってきたところです。実際に提供された情報がビッグデータとして活用されるには、時間が必要と思いますが、この制度につきまして、市民の理解を得て、本市としても提供に協力していきたいと考えています。

今回の諮問につきましては、市長部局、教育委員会からの諮問ということで、諮問書が2枚に分かれております。市長部局では担当所管は高齢介護課、国保健康課、教育委員会では学校教育課と子育て支援課になります。

事業の名称は、いずれも次世代医療基盤法に基づく情報の提供業務で、国保健康課は国保健康業務及び健康増進法に基づく健康業務に係る情報、介護保険課は介護認定審査に係る情報、学校教育課は学校健診データ、子育て支援課は乳幼児健診、予防接種情報についての提供業務としています。

諮問書の別添の中にあります諮問の内容と第10条関係に記載されている提供の理由につきましては、さきに申し述べましたとおりとなります。

事務の目的及び根拠法令は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律、略称、次世代医療基盤法に係る関係法令です。

対象となる個人の類型・対象者数は、第10条関係にあります目的外提供する保有個人情報の内容につきましては諮問書に記載のとおりですが、現在想定できるものを全て挙げさせていただいております。国保健康課につきましては、別紙にもございますので、個々の情報につきましては読み上げにつきましては割愛させていただきます。

提供先は認定匿名加工医療情報作成事業者です。

本人通知につきましては、いずれも「実施」としております。これは次世代医療基盤法において、あらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対して医療情報を提供することができるというオプトアウト方式

により医療情報を収集することとされていることに基づいて実施するものです。

具体の通知方法等については、現在、想定している案を記載しているところですが、市としてどのような形で実施するかにつきましては引き続き合理的な方法等を検討していきたいと考えております。提供に当たりましては、認定事業者と十分な協議の上、対応する予定です。

また、提供に当たってはオンライン結合による情報提供も想定されますので、認定事業者との協議も必要となりますが、専用回線による伝送となります。想定図を添付しておりますが、認定事業者との協議の上、システムの構築が必要であり、確定図ではありません。

説明は以上となりますが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○安達会長 ありがとうございます。

ちょっとそのデータの最後に言われた想定図についての説明もお願いしたいんですが、オンライン結合のところですか。

○大木情報政策課長 一応、こちらに入れさせていただいているものにつきましては、内閣府のほうから出ています、こういった形を取ってくださいというものを基礎として作成をさせていただいています。実際には、認定匿名加工事業者が決まった段階で、どういう形で伝送をするか、こちらから送付をするのか、向こうから取りに来るのか、そういったことを協議した上で決めるようにはなりませんけれども、こちらはあくまで一旦市側のサーバにデータを保存をして、その保存をしたデータを相手方の事業者が取りにくるという形で構成をさせていただきます。

以上になります。

○安達会長 取りに来るという意味がよく分からないんですが。

○大木情報政策課長 相手側が市側においてあるサーバに向こうからアクセスをしてデータを抜いていくという形を想定しております。

○安達会長 そこはまだ未確定ということによろしいですか。

○大木情報政策課長 はい。まだ相手の事業者さんによっては事業者さん側から取りにくるのか、こちらから事業者さん側のサーバに送るのか、その辺も協議しないと分からないです。

○安達会長 分かりました。

では、ただいまのご説明につきまして、委員のほうからご質問等ございますか。

どうぞ。

○海原委員 かなり慎重にやらなければいけなくて、かなりたくさん疑問を少し、取りあえず業務から入っていきたいところなんですけれども、匿名加工医療情報ですと、研究目的に対して情報提供するという大前提があります。その場合、認定事業者だから利益業務に害しないという判断はまずされないでいただきたい。

なぜかと言うと、特定事業者のほうはいろいろな大学とか企業とか医療指定団体と共同研究として掌握しています。そこへ必ず絶対利益と結びついてきます。その辺、まずそこら辺の識別はどういうふうにされるのでしょうか。

○仁科企画課長 すみません、ちょっとお声が遠くて、質問の内容が申し訳ないです。

○海原委員 シンプルに言います。

基盤法の目的というのは、研究開発に資するために情報提供するんですね。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） はい。

○海原委員 そうした場合、その認定事業者、加工業者が必ずしもそこだけで、研究開発だけでなく、いろいろな企業とか有識者とか、民間の利害関係者と知恵を出し合って利益を出すためにやっているところも多々あると思うんですが、そうした場合、この基盤法の趣旨である研究目的以外には提供しないということに対してどうお考えでしょうか。

○仁科企画課長 この法律の目的は先端的研究開発とともに、新産業の創出も目的にしておりますので、最終的には企業の利益になる部分というのは目的の一つになっているかと思っておりますので、切り分けは難しいかと思っております。

○海原委員 ということはできないということ。

○仁科企画課長 そうですね。

○森田副会長 ちょっと仕組みがややこしいんですけれども、認定匿名加工医療情報作成事業者というのは、例えば今議論しているような形も一つの例ですけれども、要するに医療情報の提供を受けてそれを匿名化すると、いわゆる匿名化して、いろいろな目的に使えるようなデータをつくるというところまでがこ

の業者のやることで、問題は出来上がったビッグデータをどう使うかということについては、これはいろいろな事業者がいろいろな形で使うということになるわけです。

○海原委員 それは基盤法では規制されてないんですか。

○森田副会長 そうです。だからそこです、したがってこの流れからいくと、ここで今議論しているのは、ビッグデータをつくるために情報を提供するという話で、そこから先、それが何に利用されるかは直接はここでは議論はできないわけですね。

そこでなんだけれども、気になるのは、言ってみれば、逗子市民の情報を相当広範にこの事業者にまとめて渡してしまうわけです。その場合、それがどう使われるのかということについてある程度見通しを立てておかないと、こちらとしてはそれについてゴーサインを出していいのかどうかということは判断はしにくいんです。

それは確定的に決めることはできないと思いますけれども、この仕組みの性質上、でも、今の時点で今日、冒頭市長さんもこれを使っていろいろやりたいとお話しをしておられたんだけれども、では具体的にどういうことをするというをお考えになっているのかということについて、ある程度見通しをできればお聞きしたいということがあります。

特に、逗子市内でビジネスを起こそうというお話もあったんですが、ここで提供しようとしている情報というのが、逗子市民の情報の範囲内でビッグデータ化をして、その範囲で利用することを想定されているのか。あるいはもともとこの法律の趣旨からいうと、そういう限定された範囲ではなくて、いろいろなところから集めて広くビッグデータ、全国的なビッグデータをつくと。それをいろいろな形で使おうという、そういう趣旨も含まれているし、そういう意味で使われる可能性もあるわけです。ですから、そういうことを想定しておられるのか。

逆に逗子市内で何かビジネスに役立てようということであれば、それについて何か具体的な見通し的なもの、例えばこういうビッグデータを逗子市内でつくれば逗子市内でこういう事業に役立つというようなことについてある程度見通しを持っておられるのか、その辺について伺えれば、その見通しについての。

○仁科企画課長 現段階におきまして、おっしゃるような見通しというものは正直持てるような状況ではございません。ですので、今ビッグデータとして提供した後、それは市内でのビジネスにつながるかどうかというもの、期待するところではありますけれども、特定されたものではありませんし、逗子市のデータだけのものなのか、全国的なもの、どこかのデータと合わせて使われるのかとかというところも、今の段階におきましては、私どものほうで見通しを持っているものではありません。

○森田副会長 すみません。引き続きお聞きしますと、提供先の事業者ですけれども、これはそんなにまだたくさんできていないと思うんですけれども、要するに、あらかじめその事業者を選ぶ場合に、今申し上げたような、今後どこまでデータを集めてどの範囲でそれを合体させて、何のために使うのかということ念頭に置いた上でそれにふさわしい業者を選ぶというふうになるのかどうかです。その辺については見通しは持っておられるでしょうか。

○仁科企画課長 事業者につきましては、今、認定匿名加工医療情報作成事業者につきましては、私どものほうで把握している限り2社、それから認定医療情報等取扱受託事業者につきましても3社といったところで、確かにおっしゃるとおりとても少ない事業者の中で、これからおっしゃるとおり、選定を行っていくというような手続に進んでいくというふうな想定でおりますけれども、その場合には、今後どこまでどのような形で活用されるかというのはお話を聞きながら、私どものほうで適正な選定ができればというふうに考えております。

○森田副会長 ですから、これ情報提供した先どうなるかということについては、逗子市主導型で設計が今後できるのか。あるいは今の2社、3社しかないような体制で提供するとなると、むしろそういう事業者は全国的な展開を想定して、言ってみれば向こうが引いた設計図にのっかった形で使われると。それはそれでももちろん意味があることだと思うんですけれども、そういう言ってみれば、何と申しますか、出来上がった方針に対してこちらが協力するというような形になってしまうか。その辺のイメージがどうなのかというところはあるんですけれども。

○仁科企画課長 今具体的にこういったことに取り組んでいる自治体のほうも、事業者も少なければ自治体もとても少ないかと思っております。そういった中

で、取り組んでいる自治体が少ないだけに、私どものほうの意向というものも、早ければいろいろな形で酌んでいただくこともできるのかなというふうにも考えられますので、そういった意味では早期の取組というのは一つ意味があるのではないかというふうに考えます。

○海原委員 ちょっとよろしいですか。

利活用と書いてあるんですけども、本市へ返ってくるのはどういう情報がどこからどういう形で返ってきて、ビジネスモデルの種として返ってくるのでしょうか。

○仁科企画課長 本市に戻ってくる段階では、完全に匿名化された情報という形で返ってくる形になりますので、本人に戻すとかそういうことはできないかと思えます。ですので、ただ、いろいろな年齢、それこそゼロ歳から亡くなるまでの方のいろいろな情報がデータとして返ってくるような形になりますので、それを活用する事業者もいれば、それは私どものほうでも活用することができるのかどうかというのも、認定事業者と協議しながらできることかと思っております。

○海原委員 それは、福本さんのところでセンターに返ってきて、福本さん振り分けて返ってきて再度活用する、返ってきたデータを。

○仁科企画課長 それは戻ってくるのかどうかというのも認定事業者との協議、契約と。

○海原委員 いずれ戻ってくることを考えてやってくださいね。

○森田副会長 いえばビッグデータ化したものがということですね。

○海原委員 ビッグデータ化して、医療データとして利活用、適用できそうなものを返すというのが本来の趣旨ですから。

○森田副会長 だから、個人情報として戻ってくることはない。

○海原委員 戻ってくることはないけれども。

○安達会長 ちょっとよく分かりません。今回これで医療関係データを提供した場合に、提供するという協力をしますという自治体に対して何か見返りはあるんですか。

○仁科企画課長 基本的にはそういった見返りを約束されたものではありません。

○安達会長 ないんですか。

○仁科企画課長 はい。

○安達会長 どういう見返りがあるかないかも分からない段階でやるということでしょうか。

○仁科企画課長 これは国の法律で、国が広域医療、先端的な研究であるとか、新産業の創出に向けて生かしていくというところで、公益上のメリットと申しますか、理由があるかと思うんですが、逗子市としてこれがあるからというような確約されたものというのはありません。

○安達会長 先ほど匿名加工された情報を逗子市のほうでもらえるような発言をされたんですけども。

○仁科企画課長 戻すというのも確約されたものでもないんです。

○安達会長 ないんですか。

○仁科企画課長 はい。

戻していただいた後でそれを自分たちで分析するのかというところですけども、それにつきましても私どもがというか、私は事業者のほうでやっていただいて、分析までしていただいたほうがいい考えですので、私どもも戻してもらうことが目的ではないです。

○安達会長 この分析というのは、匿名加工事業者が自らやるんですか。それともその匿名化されたものを取扱事業者にさらに提供した、その取扱事業者のほうで匿名加工の情報を分析するんでしょうか。

○仁科企画課長 今おっしゃった、後者のほうだと思うんですけども、匿名加工事業者のほうは認定事業者のほうは匿名に加工するところだと思うんです。それを利活用する事業者というのが取扱事業者となります。

○安達会長 そうするとどこの取扱事業者にこの情報が提供されるかは分からないということですか。

○仁科企画課長 その取扱事業者もまだ3社というところですので、どこに行ってしまうのかというのが全然分からないという状況でもないかと思いますが。

○安達会長 特定のどこかの事業者か、あるいは全部の事業者か、それも分からない。

○仁科企画課長 それを今後、まず認定事業者と今の形で協議していくんだと思うんですが、どういう形でいうところまでは今の段階で見通しを立てている

という状況ではない。

○安達会長 それはどういう事業者に提供するかということは本市には通知してもらえるんですか。

○仁科企画課長 それは認定事業者との契約によるかと思います。通知してくださいという形の契約にすれば、通知してもらえるような形にはなるのではないかと思います。

○安達会長 そういうお願いをする予定はあるのかないのかとか、いかがでしょうか。

○森田副会長 そもそもデータ化する段階で逗子市だけのビッグデータにするのかどうかということ自体がまだ分からないわけなので。

○安達会長 だから最終的にそれがどこに行ったかというところはちょっと気になります。

○海原委員 返ってきたものを公示するんだとすれば、どこかのリサーチのようなもの、例えば最終的に分かって逗子市の裁量で出すものなのか。

○森田副会長 いや、もう逗子市がどうこう言える話ではなくなってしまって、ビッグデータを使うのはもう自由。

○安達会長 一旦渡したらそこから先はちょっと見えません。

○森田副会長 だからもうビッグデータはビッグデータつくった事業者のものですから、それはあらかじめ約束しておけば連絡はくれるかもしれないけれども、それをどう使うかは基本的に自由な。

○安達会長 もはや逗子市のものじゃないという前提になる。

○森田副会長 もうそう考えないといけません。個人情報じゃないという前提ですから。

○仁科企画課長 そうです。

○森田副会長 ただ、そのビッグデータつくるに当たっても、例えば逗子市の情報だけで匿名化するのは全国的な規模で情報集めて匿名化することで、匿名化の仕方が大分違うはずなんです。逗子市という範囲で言えば、要するにそんなに人は多くないので、何と申しますか、細かい条件をつけた形でデータ化してしまうと、名前が出てこなくても、その内容自体は特定されてしまう可能性があるわけです。だから、逆に言うと細かい条件をつけた形でのビッグデータ

はつくりにくいわけです。だけど、全国規模にしてしまえば、もうちょっと細かく要するに小さい規模で言えば、10代、20代ぐらいの項目でないと拾えないけれども、年齢別に分析するとかというようなことは可能性は広がってくるわけで、逆に言うと、逗子市の範囲内でのビッグデータというのは恐らく使い道としては限定されてしまうかなという感じも一面あるんです。

だから、その辺をある程度見通しを立てておかないと、市内のビジネスとして利用しようと思うのであれば、逗子市内のデータとしてやったほうがいいんだけど、そうしてしまうと逆に大ざっぱなデータ分析しか、大ざっぱなビッグデータしかできないという話になってしまうので、もうちょっとその辺の見込みが立たないかなという感じはあるんです。

あと、これだと結局、ここに上げたような相当広範囲の情報を今後継続的に提供していくということになるわけで、それをどの業者に渡して、それがどう利用されるのかも分からないままで、ゴーサインを出せと言われても、なかなかそこがやりにくい感じはするんです。

そういう制度なので、基本的にはなかなか嫌とは言いにくい仕組みになっているんですけども、あえて意見を、いいのかと問われてしまうと、これであと全部お任せしますというのはなかなか言いにくいところはあります。

もうちょっと話が具体化した時点で持ってきてもらうってことはできないんでしょうかね。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） ビジネスにつながるところの話なんですけど、皆さんご存じのとおり、逗子市はいわゆる法人活動がかなり少ない町でありまして、またそれを行えるような場所も比較的少ないんです。ただ、最近ではいわゆるICT、AIといったようなスマートシティといわれるようなまちづくりの形が見えてきてはいますので、そういった意味では、これまでの産業とは違う企業活動の在り方というのが見えてきているタイミングに来ているというふうに思っています。

そういった意味では、これまではいわゆる法人活動がなかなかしづらい町だった逗子市なんですけど、ここを一つのきっかけとして、そこを目指していく必要があるだろうと、まず一つの考え方として、そのときにこれは確かに医療のビッグデータではあるんですけど、それを結果として目指すのは、必ずしも健

康産業であるとか、医療のニュービジネスを、例えば最近我々はそこに狭く考えているものでは必ずしもなくて、例えば今AIとかICTと言いましたが、少なくともデータサイエンス的なもの、そういったものが例えば仕事として発生します。あるいはそこに至る前の作業的なデータの取扱い部分については仕事が発生してくるわけですので、そういった部分も幅広く含めて市内のほうにオフィスを出していく。

あるいは、これもあくまでも望みでありますけれども、大学の研究機関のある意味支店的なものの設置といたしますか、サポート的なものが、例えば市内のほうに出てくるだとか、そういったようなことを期待していますので、そこを目指すためには、逗子市は企業誘致するための資源がないので、こういった活動を通じて民間の皆さんとの距離感を縮めるといったところが、まずは我々に求められていることをございまして、そういった意味では、ちょっと遠回りではありますが、そういったことも一つ一つ地道に重ねていながら、最終的にはいわゆる企業の活動につなげていきたい。ちょっとまだぼやっとした話ではあるんですが、そういったような可能性を我々としてはここに期待をしている。そういうことです。

○森田副会長 それは分かったのですが、市長さんもそういう話をされていたので、その流れはそれでいいと思うんですが、それがこれだけの何て言いますか、医療データを提供することとどうつながるのか。

いろいろ起業したい人を集めているいろいろな取組を始めているという話は伺いましたけれども、それはそれでいいので、そこでじゃ、どういうことができるのか。そのために市が持っているデータをどういう形で利用できるのかというような議論に発展して行って、じゃ、こういうところが持っているこういうデータをうまく使って提供していけば、乗ってくる人がいるんじゃないかという話が前段にあって、そのためにこの法律の枠組みを利用しましょうというのであれば分かるんです、話としては。

だけれども、こういうざっくり何でも提供してビッグデータにしてもらいましょうという形ではじめに入ってしまうと、そのこととそういう市の取組とどれだけ関連性、有効性があるのかというのはちょっと見えないうところはあ

○安達会長 どうぞ。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 確かにおっしゃるとおり、具体的な内容について、どういう医療情報をどういう目的のために使うかお示しして、今回提供することを審議会に諮問しますというのが本筋ではあるんですが、今の時点でどういう事業者が決まっていないう中で、それぞれの所管のほうで今、考えられる市で所有している医療情報は最大限出すということでの想定で出しました。実際に事業者が決まって、例えばどこまで出せるのか。どういう情報が必要なのかというところを詰めたときに、これが全て必要になるということとは限らないということなんです。

順番的にも今の時点で事業者さんを決めるということはなかなかできない状況にありますので、その中で国の法律にのっとって逗子でも医療情報を出して、それが結果的にビッグデータとして、最終的には市民の健康のために役に立つというものとして戻ってくることを期待して、今考え得るものを出させていたというところでもあります。

○安達会長 どうぞ。

○海原委員 ちょっと話がずれて申し訳ないんですけども、この次世代医療基盤法というのは任意です。ですから拒否権がある。徳島を参考に。

○森田副会長 拒否という以前に、逗子市のほうがそもそも提案しなければ始まらない。

○海原委員 始まったと前提してですね、拒否権があるわけです。

○森田副会長 個人に。

○海原委員 個人、個人に拒否権があるんですけども、例えば医療機関とか、調査機関とか、お医者さんとか、ましては逗子市の国保だとか、企画課だとかに、基盤法で決まっていますから出してくださいと言われてたら、断れる人はまずいないんです。この徳島のは丁寧に説明して、納得して分かってもらって出してくださいと言っているんですけども、それは多分無理だと思うんです。

○仁科企画課長 本人通知はいたしますので、そこで丁寧に説明して、拒否できる仕組みになっておりますので、それがオプトアウト方式だと思いますので、嫌だという方はそこで自分の情報は削除してほしいという形にする。それは無理だと、今の段階では決めつけられないかなと思います。

○海原委員 決めつけてはいないですけども、どのような説明の仕方をするのか。誰が、どのように出しますよということを、紙でぱっと例えば特定保険医療通知の中に、オレンジの中にぱっと1枚入れ込んで出しますと一文書くのか、それともちゃんとしたドクターないしは市の方が説明に行って出しますということを使うのか。

○仁科企画課長 この手続きとしましては、文書による通知というやり方が基本といたしますか、認められておりますので、想定としましては、個々に出すのか、市として個人に、お一人につき1通まとめて出すのかは、まだ具体には決まっておりませんが、基本的にはそういった形で個人に通知をする形でご案内をというふうに考えております。

○海原委員 一般市民からすれば、市役所から出しますと、法律で決まっていますというふうに、決まっていますと、だから出してくださいと書いてあれば、拒否するのはかなり難しいという心情をお酌み取りいただきたいと思います。

参考資料の3、別紙、資料2の最後のところ、別紙、第10条関係、目的外提供する保有個人情報の中にいっぱい書いてあるんですけども、生活習慣情報とかプロフィールとか、この辺なんかもかなり出されると嫌がる方も結構いると思うんですけども、いかがでしょうか。何をこのプロフィールでは出すのか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 具体的には本人通知の方法というのは先ほど企画のほうで申し上げましたように、まだ決まっているわけではないんですけども、あくまでも強制ではありませんので、ご本人の情報収集に当たって、こういう情報をこういう事業者にこういう目的のために提供することについて、いいか悪いかの本人の意思を確認するという方向で、拒否をされるという場合にはその意思表示がしっかり届くような本人通知の仕方を考えていきたいと思っております。

○海原委員 よろしくお願ひします。

○安達会長 本当に、広報でも丁寧に一般的にこういう制度を導入しますとか、そういうデータを提供しますとか、そういう広報での丁寧な通知も必要かなという気がします。ただ単に本人に文書を送るだけでは理解できないという場合もあると思いますので、その点は十分周知していただいた上で、個々に意思確

認するんであれば、そうするという必要かなというふうに私も思います。

○森田副会長 ただそういう周知をするに当たっても、一旦これを情報を出すことでどう役に立つのかということは、もうちょっと言えるようにしておかないとまずい。

○安達会長 そこが一番の大きい問題です。

○望月委員 結局何の目的というか、具体的な目的とか、具体的な業者が誰でどんな契約をして、それでオンライン結合をしたら、どんな方法でそれが流れていくというところが、ある程度具体的にならないと、どんな危険性があるって、それがどんなふうに市民の方に不利益になるのかということ審議できないと思うんです。ここまで何というか包括的に承認してくださいという、複数の業者が今後どんな契約でもできちゃうように読めてしまうので、そうするとちょっとそこは審議することはできないと思うし、そこはあとは本人に聞くから、拒否できるからいいでしょうという話ではないと思います。だから、もうちょっと煮詰まってそれでまた議論するという、もちろん必要なんだと思うんですけども、ちょっと私は今この段階で、業者とこれから協議しますというお話がいっぱい出てくる中で、何か意見を言うというのはちょっと非常に難しいかなと思います。

○安達会長 はい。

○仁科企画課長 この次世代医療基盤法につきましては、基本的には任意ですけども、医療情報が提供できるという法律の趣旨はございます。そうした中で、本市の場合はより慎重に審議会に審議を受けてということなんですが、基本的には日本全国で提供できるという前提の中で今法律で進めようとしているものというふうに理解をしています。

そういった中で、まず個々の事業者と手続、交渉して、契約してという中で、詳細を詰めていくという話になってるんですね。そうしますと、まず提供できるのか、できないのかという土俵をはっきりさせないことには、次に進めないというふうに考えています。他市と同じスタートラインに今立てていないというような状況でございますので、その部分について、この法律の趣旨を踏まえて逗子市としまして、これは任意ではありますが、提供したい、提供していくという意思の下での今の段階での諮問ということになります。

○安達会長 はい。

○島田委員 前回の委員会でこの資料を事務局から頂いております。頂いて一通り読んでいますが、この中では、とにかくこれが何のために使うか、匿名加工医療情報、その有効性といいますか、有益性というか、そういうことと同時にかなりのスペースでセキュリティー関係に取ってあるんです。しかし、今の段階ではまだセキュリティーについてはほとんど理解していませんが、市民の立場からすると、一番注視するのはセキュリティー確保だろうと思うんです。ただ、本来はオンライン結合の内容のところでは市内としてそれについてどう対応すべきか、どう対応するのか。あるいは市外についてはコントロールできませんけれども、そこについても担保されているかということを書いたのが僕は筋だろうと思います。

その場合、そういう前提で、セキュリティー関係について、これから二、三質問したいと思います。

この図で、先ほど専用回線を使うとおっしゃったけれども、どれが専用回線になるんですか。ここに書いてあるんですか。K S C、FWからFWが専用回線ということですか。

○大木情報政策課長 今こちらの左上にある部分につきましては、市内のLAN関係をお示しするために書かせてもらったんですけども、今回こちらは内部情報といって事務系のLANになりまして、ちょっと実際に今回の次世代医療ビッグデータのLANではないということで、ちょっとご説明をし忘れました。

今の専用回線なんですけれども、こちらは市内側と認定匿名加工業者さん側と結んでいる太い矢印、ここが特定回線、専用回線です。ですから、市から出るデータと事業者さんのサーバに入るこの線が専用回線で、いわゆる一般的なインターネットにつながっていない特定された回線です。

○島田委員 K S Cというのは、これはどういう意味ですか。

○大木情報政策課長 すみません。これは神奈川県セキュリティアクラウドといいまして、市内のネットワークと一般インターネットネットワークを仮想でつないでいる、外の別のネットワークです。

○島田委員 今回非常にたくさんの種類の医療データが、市から出るわけですが、そのちょっと主な流れとその場合に発生するリスク、情報の処理で、特に言

っていただきたいのは、どの程度人が関与するのか。その辺のところをちょっと具体的に説明していただきたいです。

○大木情報政策課長 具体的というのはまだはっきりしていないので、なかなか難しいんですけども、今の市側で想定をしてつくらせていただいたものにつきましては、左下に四角く囲ってあります住民情報系と言われているパソコンです。こちらから指定された専用のUSBを使って、認定匿名加工業者さん側に提供するデータをまず打ち出します。そのUSBをその業者さん側に提供する専用のパソコン、このパソコンはそこにしかつながらない設定にしておりまして、そのパソコンにデータを落としてそこから市側の送信サーバ、データサーバです。そちらのサーバにデータを搭載する。この搭載されたサーバと事業者さん側のサーバにつきましては、専用回線を使いまして、それ以外の回線、横からは入れないような状況にしまして、一対一の関係をつくる予定です。それによって一応出口、入り口のところでファイアウォールといたしまして、ほかからの探求ができないようなセキュリティを確保した上で、市側のサーバと認定特定加工業者さん側のサーバとのデータのやりとりを行うというような想定で、この図面を作らせていただきました。

先ほど一番最初にちょっとお話をさせてもらったのが、こちら側に今市側にサーバを置いてそちらにデータを置いたものをやりとりするという形で図面を作らせていただいていますけれども、場合によっては、サーバを置かずに、こちらの送信専用パソコンから直接専用線を使って事業者側の受信サーバのほうにデータを入れるという形にして、市側ではデータ自体をどこかにためておくということをしなないというようなことも想定はしています。

○島田委員 ありがとうございます。

それで、市側、庁内です、庁内のセキュリティーは、庁内では結局データを把握されてから提供するまで、その辺のところのセキュリティーはどういうふうに確保されるんですか。

○大木情報政策課長 まず住民情報系のパソコンというのは各業務単位で、業務の担当所管が利用していて、こちらから指定されたUSB、これはほかのどのパソコンでも使えるUSBではなくて、住民情報系の専用パソコンでしか使えないようなUSBというのを設定しまして、そのUSBをその送信専用のパソ

コン、これは1対1でUSBで結ぶというようなことを考えています。この送信専用のパソコン、PCにつきましては、特定の場所、市のサーバを管理している特定の場所にパソコンを1台用意しまして、個々のパソコンから個人で送れるものではなくて、指定されたところで許可された人間しか触れないというようなパソコンを1台つくって、そちらからサーバ、もしくは相手の事業者さんのほうに送るといったようなことでの人的な部分を、何でもかんでもUSBをつないでどれでも使えるという形ではないような物理的な部分を確保。実際には庁内の住民情報系と相手の事業者さんとを結ぶパソコンにつきましてもLANでつながずに、こちらは分散した形でそれぞれ独自のインターネット網を構築するような形で、絶えずつながらないような形の設定を考えています。

○島田委員 あと、認定匿名加工事業者との間では逗子市と委託契約になるんですか。それとも別の何かそういう契約があるんですね。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） まだそこまでの具体的な手続に関してはまだちょっと見えていない部分がございますので、ただ、当たり前ですが、この制度自体に関してはきちんとした法的な関係をつけるというふうに理解をしています。

○安達会長 よろしいですか。

○島田委員 はい。

○海原委員 手続について今聞いていたんだけど、今各委員がおっしゃったように、今の段階でスタートアップされると、いずれにしろ、前向きな姿勢というのは非常に評価したいと思いますけれども、今の段階では良い悪いはちょっと言いづらい面があります。

ちょっとすごい細かいことなんですけれども、例えば本人通知なんかでも、これは準拠法にのっとってやればよいというふうにおっしゃるかもしれませんが、本人通知して、本人がちゃんと理解してできるかどうかという場合、いろいろ手段がありますけれども、果たしてこの法律のそこで適用できるのかどうかというのも一考しなければいけないと思います。

あと、全国的になると言えますけれども、国保というよりは健康組合のほうが多分人数的にサンプル数として実際一番考えていく上においては重要になってくるかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

ちょっといろいろなことが今の中でもちょっと疑問が湧いてくるんで、すみません。変な質問して申し訳ございません。

○仁科企画課長 ご指摘のとおり、健保、社保のデータのほうが数が多いだろうということはご指摘のとおりだと思います。ただ、ですのでこれは自治体に限らず、ほかの医療機関等が提供できる形になっておりますので、そうしたところが任意で提供していく、この法の趣旨にのっとってデータを提供するというのはあるかと思えます。私どものほうでは持っている医療情報を提供するというところですので、国保健康課等の情報を提供するという状況になります。

○海原委員 繰り返します。

すみません。本人通知がちゃんとできないケースというものはほかの法令なんかでも、ほかの事案なんかでも審議会にあるんですけども、それは多分準拠法にのっとってやっていくと思うんですけども、これもこの次世代医療基盤法に対しての準拠法にのっとっていく考えでいらっしゃるんですか。もしやられるとした場合は。

○仁科企画課長 本人通知できないものについては、提供できないという形になっていきますので、必ず提供する情報は本人通知をした上での情報提供をするという形になります。

○海原委員 本人通知で、本人が例えばマイルドコグニティブの状態、理解できるときはありますね。そういうのじゃなくて、完全に認知ができない場合には理解できない。だから本人に通知はしたけれども、本人としては覚えていないというケースも多々あると思うんです、例えば。その場合、行政としては本人についてのマイルドコグニティブじゃなくて、本当のマイルドコグニティブの状態では大丈夫だから、それでしましたよということで了解をもらっちゃうで、果たしてその方式でよろしいのでしょうか。

○仁科企画課長 あくまでも本人通知は本人通知なんですけれども、本人だけではなくて、家族への通知というのはより丁寧なやり方ということでは考えることだと思いますが、それは本人通知に代えられるものではありませんので、基本的には本人には通知させていただく。

あとは、16歳以上の方でない場合で、本人が判断能力を有しない方の場合にも保護者等に対しても通知されるということが基本とされているというふうにも

今理解しております。

- 安達会長 これは本人通知というのは、同意を得る必要があるんでしょうか。
- 仁科企画課長 オプトアウト方式というのは本人から拒否の申出がない限りはそれを認めたという形になります。
- 安達会長 そうですよ。ですから、拒否できますというだけであって、同意しますかということではないんですね。
- 仁科企画課長 ではないです。
- 安達会長 だから拒否できるということを周知してどうされるんですか。拒否したければできますということについては、しっかり周知することですね。
- 森田副会長 その点で通常のね、外部提供の際の通知とは違うわけです。そういう裏返しの、積極的な同意ではないけれども、裏返しの同意を確認するという意味であって、一般的な通知の省略とはちょっと違った問題としてはあります。
- 安達会長 あと、ちょっと1点伺いたいんですけども、提供する頻度ですけども、これは一旦提供するという場合にはもう定期的に提供は続くわけですか。これはどういう頻度で提供するんですか。
- 仁科企画課長 制度上におきましては、通知は1回でも基本的には可能だと思います。
- 安達会長 1回で。
- 仁科企画課長 ただなんですけれども、物によりまして、例えば毎年健診がある場合には毎年通知するのかというと、必ずしもそれが必要というわけではなくて、本人に対して健診データを提供することに関して、拒否するかどうかという通知に関しては1回、ただ、いろいろな情報の性質がございますので、それが頻度を上げることにしましては、別にそれを阻むものではありませんので、どういう形がより適切な通知のやり方というのは、情報にもよるのかなというふうにも思いますので。
- 安達会長 今回の諮問は1回限りの現に持っているデータを提供していいですかという、そういう諮問なんですか。
- 福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） そうでは

ないです。基本的にはオプトアウト方式で提供しますというのを本人に一番最初の段階で通知します。ある段階でやりますから、要するにその方の情報というのは、俺はやめます、私はやめますと言わない限りはその方の情報というのは、頻度は先ほど言った、データを渡すという頻度はちょっとこの場では分かりませんが、基本的にはその前提の上で情報がやり取りされるという形になります。

○安達会長 1回拒否権行使しなかった場合には、その後は。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） 提供するというのが制度上の話しですが、ただ実際には、先ほど健診の例がございましたが、健診受けられた方が実は今どういう、そのことに関してどういうスタンスなのかちょっと分からないので、基本的には多分全員に毎回毎回文書の通知は出してしまうというのは運用上は考えられます。

○安達会長 健診のたびにそういう通知はすると。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） じゃないと、多分いろいろな方がいらっしゃって、その方が今要するに拒否している人なのか、受け止めている方なのかというのは、区別がその段階でつけて健診事務を行うというのはなかなか困難でございますから、そこは運用の問題としては、皆さんにお渡しして、ある意味その都度周知をしてという形にはなるのかなとは想像はつきますが、ただそこにつきましてもどういうふうにやられるのかというのは、まだこれから時間をかけて精査をしていきたい。

○安達会長 データの中身自体はどんどん更新されますね。だからその時点でのデータの審議になるんですかね。そうすると、今後定期的にそういう情報の提供を求められるということはある得ますね。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） あり得るのか。

○安達会長 あり得るんですか。

○仁科企画課長 データを継続的に提供するかというのも、それも契約によるかなと思いますので、どういう形で情報提供をしていくかというのは、認定事業者との契約によります。

○安達会長 それもまだ決まっていないということですか。

- 仁科企画課長 はい。
- 安達会長 まだ決まっていないということ。
- 仁科企画課長 そうです。契約する認定事業者も決まっていないですから、そういうどの情報についてどういう形で提供するかという、そこは決まった状態では今はないです。
- 安達会長 そうすると、今のところは1回限りか、今後継続的か分からないけれども、とにかく提供していいですかという話ですか。
- 仁科企画課長 ご本人の通知ということではなくて、事業者に対してですか。それとも提供していいですかという、本人の通知の部分でおっしゃっていますか。すみません。
- 安達会長 本人ではなくて、事業者に対する関係で。
- 仁科企画課長 それも分からないです。継続的なものなのかどうかというものは。
- 安達会長 まだ2社しかないわけですから、2社の事業内容というのは、それなりに把握されていますか。
- 仁科企画課長 現段階ではそれほど詳細には把握しておりません。具体的に契約等まで進む前の今段階で諮問させていただいておりますので。
- 安達会長 相当だから交渉の余地があるものなのか、それとももう大体様式は決まっていて、それに乗るか乗らないかというだけなのかという部分、そのあたりはどんな感じなんでしょうか。
- 仁科企画課長 決まっておりません。個別にまだアプローチ等もしておりませんので。
- 安達会長 そうすると、提供する自治体によって内容に差が出てくる可能性はあるんでしょうか。いろいろな条件がついたりする自治体があるということでしょうか。
- 仁科企画課長 全て認定事業者との協議によっていろいろな話合い等によって、それをどういう形で契約を結ぶかということによると思います。
- 安達会長 ほかにいかがでしょうか。
どうぞ。
- 海原委員 すみません。大変申し訳ないんですけども、資料2の提供の理由

のところなんですけれども、一番下です。ここで、国保と高齢介護で、高齢者保健事業、割と一般的な言葉なんですけれども、介護予防と一体的な実施に向けた基盤整備に資するためという形に言い切ってしまうんですが、それでいいんですか。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** 法改正がございまして、高齢者の保健事業、今はいわゆる国保健康課のほうで健康づくりの観点でやっております。それと高齢介護課のほうで実施しております介護予防事業、今はそれぞれでいいですか、一応対象としては、高確法に基づく高齢者に対する保健事業という位置づけと、介護保険法に基づく介護予防事業というそれぞれの法律で実施をしていると。それが同じ対象者であったりするので、今後は有機的に実施できるようにしていくと。その場合にも医療情報等のビッグデータが活用できるということで、こちらとしては考えております。

○**海原委員** 何でこういうふうに変な質問をするのかと言うと、疾病などがあった場合のそれに対する改善、予防じゃなくて改善とかそういうのも入って、いろいろとまだそれ以外も入ってくるところで事業者というところがよく分からないので、事業の改善と言っているところだけでちょっといいのかなという気がするんです。

例えば、疾病の改善とか、そういうのも多分将来的には見据えているということですね。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** 医療としての疾病の改善となりますと、市のほうでの介入というよりは、医療機関となります。

○**海原委員** 疾病だけの当然予防もありますけれども、介護予防じゃなくて、疾病の予防というのもありますね。市内、内部に対して。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** そちらはどちらかと言うと、保健事業の話となります。

○**海原委員** 保健事業というのはよく分からないけれども、保健事業、なんとなく分かるような分からないような意味があって、ここはちょっと何かよく分からない。私は理解できなかったんですけれども。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** 一応法的な位置づけとして、今後はそれぞればらばらに行われている介護と保健事業の疾病の予防等というのを有機的に

連携して、一人の対象者の中で介護予防が必要な人も保健事業が必要な人も認定等が必要な人もいる中ではそういう部分に資するデータと言ったらいいんですか、そういう分析というものがあれば役に立つと、そういうことでもあるんです。あくまでも内容としては、法律に基づく事業の名称ですので、いろいろ市で行っている医療・健康に関するものを一体的に行っていく中でも、このビッグデータの活用というのは役に立つというふうに考えます。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） すみません。席を外してしまって申し訳なかったです。

もしかすると今廣末のほうから話もあったと思いますけれども、結果的には、仁科が一番最初に諮問の概要ということで説明を差し上げたとおりでして、逗子市は例えば高齢化率とか神奈川県内の都市として一番高いという現状ですとか、その結果として、医療費が高い状況にある、そんなようなことが実はございます。それはただ単に医療費にお金がかかっているということではなくて、最終的にはほかで使いたいお金もそちらのほうで使わざるを得ないというような形でもって、なかなか財政的に厳しい形が出てきてしまっています。

これは実は逗子市だけじゃなくて、日本全国でも同じような状況は見られるかなと思いますが、そういった意味で、この次世代医療基盤法は、そういった日本が抱えている困った状況を改善をしていこうといったことが大きな狙いとしてあるというふうに思っています。

それを我々一人一人の医療・健康に関するデータを提供することによって、そういった問題を解決していこうといった趣旨だというふうに、我々は理解していますので、結果としましては、まずは当たり前ですが逗子市の最終的には医療費、高めの医療費、例えば今よりも下がっていく、こういったことですか、あるいは介護の状況が今よりも改善された状況になる。こういったことを行政としては期待をしているところです。

まずは、この法律の趣旨というのはそこにございますので、最初の説明のところでZUSHI BIZあるいはビジネスといったようなこともお話ししたんですが、それはそれで逗子市のまた事業としてこれに取り組むにあたって、期待をしているところですが、まずはそこよりも先にこの法律の趣旨がそこに、今言ったようなところにあるということをご理解をいただいた上で、逗子市も

そこで得られる成果に期待を大きくしているといったところでございます。

○**安達会長** 市としての期待はよく理解ができるつもりなんですけれども、その期待がこれでかなえられるのかどうかという見通しがよく見えないという感じがします。今のところは差し当たって一方的に提供する先のことがよく見えないということと、それに対して何らかのフィードバックがあるのかどうかというところも分からないということで、そういう点についてもう少し詰める必要があるんじゃないかという気がするんですけれども、いかがでしょう。

○**福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当）** まず、成果は最終的には医療の現場であったり、要するに薬の部分であったりというのはありますので、ここはどうしても行政では手が出せないところでして、民間の活動に期待をすることであります。ただ、民間も行政の持っている情報を手に入れられないことによって、なかなか効果的な活動ができないというのも、現実としてあるんだといった背景があつてのこのことだというのは、理解をしているところですので、そうした意味では、そこはこの法律を使うことによって、行政はただ単に民間企業のために情報を提供したのではなくて、結果的に行政に対して還元されるといった制度という理解をしています。

あとは、逗子市としましては、それプラスアルファ、例えば逗子市で行っている保健福祉の取組が現在もございしますが、そういったところにこうした取組によって得られた知見、こういったものをフィードバックしていくといったことを考えているわけございまして、まだただ、それが実際にどの事業にどの部分にというところがまだそこは姿が見えてございませんが、市としてもここを使っていきたいというふうに現在考えているところです。

○**安達会長** おっしゃる点はよく分かります。ただその最後に言われた部分が、こういう制度を利用する場合の市としての重要なポイントじゃないかという気がするんです。それがきちんとフィードバックされるような条件で情報の提供ができるのかどうかという点について、もう少し見通しが欲しいという気がするんですけれども。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** 認定事業者についても今現在でどこかに決定しているというわけではないんですけれども、国の法律に基づいてガイドラインも出ている中で、それにのっとった対応をすることで国から認定された

事業者と当然契約をいたしますので、事業者によって質が変わるとかもないですし、所管としては当然今後市民の健康増進のために資するようなデータの分析だけではなくて、データを提供するのであれば、どのようなことが効果的なのかという、コンサルティング的なものも情報として、求めていきたいと思っています。

○安達会長 ほかの委員の方、何かほかに質問がありますか。

○海原委員 全くもう多分今その提供、さっきの質問を、同じ資料2の提供理由の続きのところで言おうと思ったんですけども、細かいことすみません、資料整わないとできないと思ったらできるというか、資料にはないと思うんですけども、この1つ上です。健診及びレセプト情報の抽出・分析が必須であるという、必須であるための、これは多分どこかに依頼すると思うんですけども、多分依頼してもできる場所というのはほとんどないような気がするんですが、いかがですか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 本人通知の上の健康診査及び検診及びレセプト等の情報の収集・分析が必須である。の部分ですか。

○海原委員 書いてありますね。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） はい。

○海原委員 これは多分逗子市の経営資源である、多分難しいところ支えておりますけれども、これをできる場所はあるんですか。それは逗子市の経費でもってやるわけですか。多分大分制限あるから、次世代基盤情報では分からないところだと思います。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） まさにこの部分を医療情報の提供をした上で、分析、ビッグデータへの加工と分析をしていただきたいと考えています。

○海原委員 その際の仮説っていうのは誰が立てるんですか。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） 仮説ですか。

○海原委員 当然分析とか抽出、治験なんかをやるためには、何らかの仮説がなきゃいけないですね。

何もないところで分析をやるということは多分ないと思うんですけども。

○廣末福祉部参事（国保健康担当） いわゆるデータ加工による分析ということでは仮説を立ててということではなくて、あくまでも認定事業者のほうで匿名

加工情報として、データをいろいろな角度からも分析、集計をするという想定で考えています。

○**海原委員** 多分分からないでしょう。一番分かりやすいのは、相関分析とか、何と何が相関しているとか、何と何があって、多変量解析とかそういうことをやると思うんですけども、ここで分析というのはよく理解できない。

○**安達会長** これは必須というのは誰にとって必須という趣旨でしょうか。本市にとって必須なのか、それとも取扱事業者にとって必須なのか、ちょっとこの文章では誰にとって必須なのかというのが分からない書き方のような気がしますけれども。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** 取扱事業者のほうです。取扱事業者の研究開発のために本市の健康診査等の抽出分析が必須である。そういうことです。

○**安達会長** 取扱事業者が全国的なデータを分析する場合に本市の情報も必須だという、そういう意味ですか。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** はい。

○**海原委員** 当然僕なんかその中の的を前提としますけれども、その中である程度的是絞っているんですか。的を絞らなければ、それこそとてもじゃないけれども、富岳とか、量子コンピューター使ってもちょっと相関分析することは無理だ、できないと思いますけれども。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** 例えば1人の方の医療と介護、両方の情報を、それは今現在としてはそれぞれ別々に持っていますけれども、それを一緒に、1人の方の介護と医療の情報を一緒にして、それを匿名加工して傾向等が分かるような、そういうデータとしての加工ということで考えています。

○**森田副会長** 抽象論としては分かると言えば分かるんですけども、具体的に何をやるかというのがまだ何も決まっていないので、それ以上説明のしようがないとは思うんです。

○**須藤福祉部長** よろしいですか。

何を目的かという、幼少期、ゼロ歳から高齢である最終のときまで、一貫したデータを一つに押さえようとしているんです。それによってその方の健康状態とかそういうもの見ていきたいというふうに思っています。

○**森田副会長** それは市長さんもおっしゃっていますので、そういう考えである

ということは分かるんですけども、ただそうすると、こういう匿名加工を進めるといって話ではなくて、むしろいろいろなデータを結合して、特定個人のデータを集中するという作業が必要になるわけです。

○須藤福祉部長 まず初めに、こちらとしてのステップとしては、今言った各個人の情報を匿名化して集計したもののデータを分析して、そして今後の健康の維持向上に図る、そのデータを今後逗子市が市民の方に提供して、いかにその健康状態を保つかというのがまず第一に目的として持っています。市長が言われる最終的には1人の方の情報をしっかりと全てにおいて把握をして、今度は医師の方たちとの連携が必要になってくると思いますが、その方たちとの連携によって、今後一人一人の健康状態を保つと、いつになっても健康である状態にしていくというのが。

○森田副会長 その話と今回のこの話とはちょっと違うじゃないですか。全体として向かう方向は同じだというのは分かるんですけども、今回は、この匿名化のために情報提供するという話をしているわけですから、それと。

○須藤福祉部長 まず第一としては、匿名化するものというのは集計したデータを活用していくというふうにはしているんです。これは、医療法と介護法の法律が今まで全国的にも一緒になるということが非常に難しかったんですが、法律の改正によってどこの市町村もこれを一緒にしていくというふうなことができるようになったので、ぜひ逗子市としても医療の関係と介護の関係、こういうデータを一本化した新たな情報を提供していただいて、それによって市民に還元していきたいというのが第1の目標なんです。

○安達会長 ですから、提供していただけるという保障が何とも見えない。そういう情報を取扱事業者から提供してもらえると、そういう前提の話じゃない。そこはよく見えないわけです。差し当たっては提供しただけです。提供して、分析するのはその先の取扱事業者なんですよね。

○須藤福祉部長 そうです。分析するのは国で認定した業者のほうで分析してもらおうんですが。

○安達会長 もらうんじゃないかと、向こうがするんです。勝手にするんです。

○森田副会長 だからそこをどういう内容でどういうふうに分けるのか、逗子市の情報だけなのか、全国的なものなのかとか、その辺についてはまだ固まっ

ていないわけでしょ。

○須藤福祉部長 今、依頼想定している相手としては逗子市の分析のみなら始められる。進めていく予定で考えています。

○森田副会長 本当にそうですか。

○須藤福祉部長 まずは逗子の。

○安達会長 ちょっとそれは大分話が違います。

○森田副会長 それでいいんですか。逗子だけの情報だけで。

○須藤福祉部長 ほかの市町村との連携の方法もあるというのは視野にあるかもしれませんが、まずは逗子の分析を。

○安達会長 ちょっとそれだと最初から話が違ってきます。

○須藤福祉部長 そこという話じゃないですか。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） 最初のほうに説明したところで、まだ要するにこの取組は法制度としては整っているけど、まだなかなか始まっていないという説明を差し上げたところです。

なかなか提供するほうにも環境整備といいますか、簡単に行かない部分がございますので、動いていないという現実なのかなと思っています。だからそういった意味ではまずは逗子市はこの制度の趣旨にのっとり、そこでもってまずはやってみようというところへ今現在来ているんです。そういう意味では今言ったような発言につながっていくわけですが、ただ事業者側としては最終的には別に逗子市のデータに限らないというところでもっての計画といいますか、考え方として、当然こちらも考えています。

○森田副会長 さっき私も言ったように、逗子の範囲で分析する場合に、実名外す場合に、非常にやりにくい例もあるわけです。狭い範囲の人数で分析をする場合には、であれば、むしろもっと広い範囲で分析するところから始めたほうがいいという議論だって当然あるわけです。けども、そこら辺の方針がまだ立っていないということなのでね、それを前提に議論していたわけです。

だから、逗子の今回提供する情報だけをその関係で契約をして分析をするという範囲の提案であれば、それはそれでもうちょっと絞られた形にはなるんだけどね。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） ごめんな

さい。

逗子市のデータだけを扱うという制限をつけて契約するわけではございませんので、最終的には当然のことながら医療のビッグデータというのが、取組のミソであるわけですから、逗子市以外のデータでも当然のことながら収集をしていくものという、理解はしています。ただ、現段階において、まだそこまでにない、状況に至っていないということで、まずは逗子市のデータというのがそういった意味では早い段階での取組のデータとして想定されているということです。

○**安達会長** 逗子市がいち早く手を挙げて参加すれば、逗子市のデータだけ加工してそれを分析したデータがもらえるということですか。

○**須藤福祉部長** そうです。そのとおりです。

まずは逗子のデータをいただいて、それからビッグデータとしてどんどん広げていくということは今後があるかもしれませんが、まず今は逗子市のデータを渡して逗子市とまずやりとりをさせていただくという第一歩です。今後ビッグデータなので地域でいくのかどうなのかというのは、今後それは出てくると思います。

○**安達会長** 結局これは基本的な法律の制度設計は全国のデータです。全国の自治体のデータ欲しいわけです。そのためにやっているんですから。だから、逗子市以外も参加してきたら、それも全部合わせてデータ化したいわけです。

○**須藤福祉部長** 今後はそうです。認定業者というのがどこも今後契約されていくのかというのはまだ確定しておりませんので、その相手方もありますので、そこは逗子とその相手とのお話合いになりますけれども、まずは逗子のデータをお渡しして、それでフィードバックしてもらおうというのが第一です。

○**安達会長** フィードバックしてもらえるという前提かどうかまだ分からないという話でした。先ほどの話では。

フィードバックしてもらえるという前提の話ではないという話だったんで。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** まだ実際に契約をしているわけではないので、そこは確約されているわけではないという話です。

○**須藤福祉部長** ただ、仕様だとか、そういうのはこちらとしてこういうものでやっていきますという想定は当然出てきますので、それにのっとって契約はし

ていくということで、今言っているように、確定というのは、相手方、この人と契約したということはしていないので、そこまで言えないけれども、そういう構想は持っているということです。

○**安達会長** そういう条件に合うのでなければ契約しないという選択肢もあるんですか。

○**須藤福祉部長** こちらが主張する内容はある程度事業者には話していますけれども、ある一定の情報提供はできるという意味では聞いています。

○**廣末福祉部参事（国保健康担当）** むしろ何か見返りがないと市としてわざわざ情報を提供するというメリットがうせますので、市民の健康増進の施策につながるようなフィードバックというのは求めていきたいというふうに先ほど申し上げましたけれども、考えております。

○**須藤福祉部長** 市としては今までそういうようなデータの出し方ができないので、専門の方たちに新たな健康分析リストをいただいて、市民に還元していきたい。

もう1点は個人情報のことはしっかり守っていくということは当然のことだと思っています。

○**安達会長** 大分時間たってしまったんですけども、どういたしましょうか。

○**森田副会長** ちょっと進め方なんですけど、先ほどもご発言の中で、要するに、ゴーサインをもらわないと、そもそもその進め方自体が始まらないというお話しがあったんですけど、ただ、これはもともと国の制度に基づくことですので、そういう意味で基本的にこの事業を進めていただくこと自体は、別にここであらかじめの了解がなければ全然動けないということではないと思うので、それはいいんじゃないかとは思っています。

ただ、こちらに問われてこれだけの大量情報を出すことについていいのかどうかというふうに言われた場合に、もうちょっと具体的な内容を示してもらわないと、こちらとしては判断がしにくいということで、行ったり来たりの議論になっている感じがするので、ですから、これでもうちょっと事業としてはお進めていただいてもいいんじゃないかと思うんですが、もう少しその辺の内容を固まった時点でこちらとしては判断をさせてもらうということではどうかと思うんですけども。

○須藤福祉部長 今までもほかの市町村、県ももう既にこれを進めているわけです。今までも法改正によって、議論をしないまま当然国の法的な解釈だということで、そのビッグデータの活用というのは既にどんどん事業を進めて。

○森田副会長 ですから、逗子市についてもそういう解釈をしようと思えばできると思うんです、審議会にかける必要ないという判断されるならば。そうなったらもう我々はその関知しないという話になってしまうから、それはそれも一つのやり方なんだけれども、我々としては諮問された以上は内容の是非ということは、ちゃんと判断して意見を言わないといけないんで、そういう形で問われた場合に答えを出すにはまだ内容が足りないということになると思うんです。

だけれども、先ほど言われたように、もともと国の制度に基づく事業を始めようとしているわけだから、こちらの意見がなければそれを進めてはいけないとは言えないと思うので、それはそれでもうちょっと進めていただいて、その上でこれで問題がないかという形で投げてもらえれば、それでの一定の判断はできると思うんです。

ちょっとこれは本当に白紙で任せるに近い形での諮問なんで、それに対しては答えにくいところがあると思うんですが。

○安達会長 こちらで一定の条件をつけて、こういう条件だからいいですよと言われてしまった場合に、むしろ困るのではないかと思うんです。ある程度具体的にどういう条件で情報を提供するかという点について、もう少し明確にしていきたいという気持ちが強いんです。そういう条件の明確化ということ的前提に前へ進めていただくということ自体はよろしいかと思いますが、ただ具体的な条件をつけてしまうと、皆さんがやりにくいんじゃないかという気もしますし、その点どうでしょう。あるいはもう少し条件を煮詰めてから再度こちらに諮るという選択肢もあると思うんです。どちらがよろしいでしょうか。

○福本経営企画部担当部長（企業誘致・起業促進・ICT政策担当） すみません。ちょっと今、中で相談をしていましたが、十分なお時間をいただいて、ご審議していただいた結果としての先ほどのご意見ということで受け止めたいと思っていますので、森田委員が言われたような解釈、我々のほうでも進めさせていただきまして、また改めまして、不足している条項を出し直しして、ご審

議いただくといったような形で進めさせていただきます。

- 安達会長 では、継続審議として、少し進めておいていただいた上で、改めてもう少し条件を詰めて明確にさせていただいた上で、お諮りいただくというのがよろしいでしょうか。
- 森田副会長 いろいろな問題が出てくるかと思imasるので、それを踏まえた上で。
- 安達会長 そういうことでよろしいでしょうか。
- 海原委員 先ほどもございましたけれども、森田委員の意見の範囲なんですけれども、前のほうで言えば本人拒否の部分、そういうところはもう少し丁寧に詰めておいていただきたいと思います。
- 安達会長 本人通知のやり方。
- 海原委員 本人拒否、オーケーするしないか、提供するかしないか。
- 森田副会長 オプトアウトの仕方、広報関係の仕方です。
- 海原委員 絶対に本当に不都合があった場合は、市からの場合、こういう大層な名前がこの紙が1枚来たら、一市民としては断れない。断りづらい。
- 島田委員 あとオンライン結合の内容の書き方です。先ほどおっしゃったように、今回オンライン結合によって情報漏えいを防ぐという話、セキュリティー上の確保のご説明いただいた内容をコメントを記述していただきたいと思いますということをお願いします。
- 安達会長 そうです。先ほど17条関係のところ、先ほど口頭で説明していただいた中身ですけれども、基本的にインターネットから切り離された専用回線でやるとか、それから送信専用回線を別途設置するとか、そういうことを書いていただきたいと思います。
- 島田委員 今回、医療情報のこのシステムを扱った部分も専用回線だと、そのほかのほかの情報のセキュリティーを同じにした、同じで結構です。そこをちょっと具体的に書いてもらいたいです。
- 大木情報政策課長 先ほど説明したものを文面に。
- 島田委員 オンライン結合の内容等というこの部分に書いていただきたいと思います。
- 安達会長 それでは、何点かより明確にいただきたいと思います事項をお願いしますので、継続審議ということにさせていただきますと思います。

皆さん、よろしいですか。

それではこの件に関しては以上で打ち切りにさせていただいて、早ければ次回の審議会等でまた再度、この諮問を案件として審議するというような形にしたいと思います。

よろしいですか。じゃ、本件については以上とさせていただきます。ご苦労さまでした。

それでは、ご退席いただいて結構ですので、お疲れさまでした。

—経営企画部企画課、福祉部高齢介護課、学校教育課、子育て支援課 退室—

○安達会長 では、大分時間が超過しまして申し訳ありません。

急いで、議題の最後の（５）のその他に入らせていただきます。

事務局のほうから説明をお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 ４点ほどございます。

１番目が令和元年度個人情報保護制度の運用状況の報告、２番目が個人情報事務登録簿の報告、３番目が特定個人情報保護評価書の５年見直しの報告、４番目が認定審査になります。

安達会長につきましては、事前に資料が届いていっていなかったということで大変申し訳ないんですけども、１から３につきましては事前に説明文とともに、郵送させていただいております。各委員につきましては、目を通していただいておりますので、何かご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

○安達会長 運用状況の報告、資料４、それから登録簿の変更状況の資料５、それから特定個人情報保護評価書の提出・公表事務一覧という冊子を除く３点について皆さんのほうでご質問、ご意見等ございますか。

あらかじめ、ざっと皆さんは目を通していただいていると思いますけれども。

特に、事務のほうで補足説明がなければ。

○矢島情報政策課担当課長 先に説明文を送付させていただきましたけれども、補足はないです。

○安達会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それではいずれも承認ということにさせていただきたいと思います。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

(日程の調整)

○安達会長 そのほか何か、委員の皆様からご発言等ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、大変長時間になりましたけれども、終わりにさせていただきます。

以上をもちまして本日の会議は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 4時35分閉会